

日本学術会議法の成立に抗議する

日本学術会議法が 2025 年 5 月 13 日衆議院で、6 月 11 日参議院で自民・公明の与党と日本維新の会による賛成多数で可決された。この間、法案に反対する 7 万筆を超えるオンライン署名に加えて、数多くの学協会や市民の反対運動が毎日のように国会議員会館前で行われたが、それらの声はすべて押しつぶされた。法案可決の翌 6 月 12 日に設置された防衛省内の防衛科学技術委員会では、学問の軍事動員推進が強調されており、日本学術会議法はそれらの布石であったことが読み取れる。

学術会議法成立に向けた審議経過を振り返れば、維新議員に対する坂井学内閣府担当相の答弁で、「特定のイデオロギーや党派的主張を繰り返す会員は、今度の法案で解任できる」とまで述べた。これは、日本学術会議会員に対する思想選別が行われうることを示しており、看過できない暴言である。また、学術会議会員に対し首相の任命拒否を理由づける文書開示訴訟の東京地裁判決で、主要な文書を不開示とした国の対応を、違法として文書開示を命じた。それにもかかわらず、係争中を理由に国会答弁を拒否したことは、学術会議に対する扱い同様、司法に対する明確な軽視である。

法案は可決されたものの、国会審議において法案が厳しく批判されたことを反映して、衆議院において 11 項目の附帯決議が、参議院において 14 項目の附帯決議が採択された。ここには、日本学術会議の独立性・自主性の尊重と擁護、およびそれを基礎づける学問の自由の保障に配慮する積極的な諸項目が盛り込まれた。

そもそも附帯決議に法的拘束力はないが、国会の意思として日本学術会議法の附帯決議を実現する責任がある。私たちは、改めてこの法律の成立に強く抗議するとともに、附帯決議の実現を強く求める。

2025 年 8 月 30 日

第 79 回地学団体研究会総会（高田）